

「三重県文化振興条例（仮称）」中間案に対する意見公募手続（パブリックコメント）の意見及び回答について

- 1 意見公募期間：令和4年12月12日（月）から令和5年1月10日（火）まで（30日間）
- 2 意見数：43件（3名）
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

項目別意見数

項目	件数
全般 に関する意見	2件
前文 に関する意見	4件
第2条（基本理念） に関する意見	2件
第4条（県民の役割）、第5条（文化団体等の役割） に関する意見	1件
第6条（教育機関の役割） に関する意見	2件
第8条（市町等との連携） に関する意見	2件
第9条（基本計画） に関する意見	2件
第11条（推進体制の整備） に関する意見	1件
第12条（芸術の振興） に関する意見	1件
第13条（芸能の振興） に関する意見	1件
第14条（生活文化の振興及び国民娯楽の普及） に関する意見	1件
第15条（県民の文化に関する関心及び理解の醸成） に関する意見	1件
第16条（県民の鑑賞等の機会の充実） に関する意見	1件
第17条（文化施設の充実） に関する意見	4件
第20条（文化活動への支援） に関する意見	5件
第21条（文化の担い手の育成及び確保） に関する意見	4件
第24条（伝統芸能及び民俗芸能等の継承及び発展） に関する意見	2件
第25条（文化を生かした地域の活性化） に関する意見	1件
第26条（文化と観光等との連携） に関する意見	2件
第27条（歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成） に関する意見	1件
第28条（三重の文化の魅力の発信と交流の推進） に関する意見	1件
第2章（文化に関する基本的施策） に関する意見	1件
第3章（三重県文化審議会） に関する意見	1件
合計	43件

対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	28件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	0件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	8件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）	5件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。	2件
合計	43件

対応状況

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
1	全般	三重県には、前文でも触れられているとおり、伊賀焼、四日市萬古焼、伊賀くみひも、伊勢型紙など誇るべき伝統工芸があり、文化政策の観点からもその継承・発展を図っていくことが重要と考えるので、愛知県文化芸術振興条例や福岡県文化芸術振興条例のように、伝統工芸の継承及び発展について、条を立てて規定してはどうか。	①	ご意見を踏まえ、第2章第4節「三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承」中に、「伝統工芸の継承及び発展」を新設します。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
2	全般	三重県には、世界文化遺産に登録された熊野古道や、ユネスコ無形文化遺産に登録された上野天神祭のダンジリ行事、勝手神社の神事踊などがあり、文化財の中でも特にそれらを次世代へ確実に受け継いでいく必要があると考えるので、福岡県文化芸術振興条例のように、世界文化遺産等の継承について、条を立てて規定してはどうか。	③	ご意見のとおり、今年度、勝手神社の神事踊を含む「風流踊」がユネスコ無形文化遺産に新たに登録され、また、世界遺産の熊野古道を始め、本県の特徴ある文化の重要性は、広く国内外に認められているところです。一方、本県には、世界遺産等に登録された文化財だけでなく、人々が守り継承してきた地域の貴重な文化財等が数多く存在します。本条例では、広く文化財等の保存、活用及び継承に取り組むことを規定するため、世界遺産等に登録された文化財等のみを対象とした個別の条文の規定は行いません。 なお、ご意見を参考に、趣旨等に本県の世界遺産、ユネスコ無形文化遺産にかかる記述を追記するとともに、今後の施策の参考にさせていただきます。
3	前文	12行目から14行目に「三重の地は（……）熊野を擁している。（……）熊野は、上皇や貴族が熊野詣を行い」とあるが、熊野詣の目的地である熊野三山は現在の和歌山県域にあり、また、中世に上皇や貴族が熊野詣を行ったのは現在の和歌山県域にある紀伊路だと言われていることから、ミスリーディングであるように思われるので、「上皇や貴族が熊野詣を行い、」は削ってはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
4	前文	条例では常用漢字を用いるべきという観点から、16行目の「ひとつ」は「一つ」に、17行目の「なかで」は「中で」に、24行目の「われわれ」は「我々」に、27行目の「ひとり」は「一人」にしてはどうか。なお、24行目の「われわれ」は、33行目の「私たち」と整合を図って、「私たち」としてもよいのではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
5	前文	22行目の「万古焼」は「四日市萬古焼」としたほうがよいのではないか。	④	「万古焼」の漢字表記については、一般的に使用される「萬古焼」に改めますが、ここでの「萬古焼」は、「四日市萬古焼」だけでなく、桑名や津などの萬古焼も含めた総称として考えているため、「萬古焼」とします。
6	前文	31行目の「視野に入れた、施策」は「視野に入れた施策」としたほうがよいのではないか。	⑤	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、最終案では削除します。
7	第2条	第1項の「文化活動」について、文化芸術基本法や他県の文化の振興に関する条例のように、「文化に関する活動」といった定義を設けたほうがよいのではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
8	第2条	第1項の「文化活動を行う者」について、文化芸術基本法のように、「文化活動を行う団体を含む」ということを（）で明記したほうがよいのではないか。	④	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「文化活動を行う者」という記述を削除しています。 なお、第2項に同様の記述がありますが、ここでの「文化活動を行う者」は、県民一人ひとりを示す趣旨で用いており、修正は行わないものとします。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
9	第4条、 第5条	第4条（県民の役割）と第5条（文化団体等の役割）の書きぶりにほとんど違いがないように思われるが、文化活動を行う者及び団体である文化団体等の役割のほうが大きいと考えるので、両者の違いを明確にするような書きぶりに見直してはどうか。	④	県民と文化団体等の役割については、どちらも重要と考えており、修正は行わないものとします。
10	第6条	第1項の「子どもたちをはじめ、」は、条例の表現としては、「子どもたちをはじめとする」としたほうがよいのではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
11	第6条	第2項の「高等教育機関等」の範囲がよくわからないので、対象を列挙するか、定義を設けるべきではないか。	③	ここでの「高等教育機関等」は、大学等の高等教育機関のほか、博物館、図書館など調査研究を行う機関を含むものですが、条文中には定義せず、いただいたご意見を踏まえ、趣旨等にその説明を追記します。
12	第8条	第1項の「、県民が広く文化を創造し、享受することができるよう」が文章上浮いているように感じるので、当該部分を削るか、改めてはどうか。	①	ご意見を踏まえ、「市町が地域における文化の振興等において果たす役割の重要性に鑑み、文化の振興等に関する施策の実施に当たっては」との記述に修正します。
13	第8条	第1項の「相互連携」は、「県及び市町」が主語ならばわからなくはないが、「県」が主語だと違和感があり、また、既存の県条例での使用例が皆無であることから、単に「連携」でよいのではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
14	第9条	他の基本計画について規定する県条例のように、基本計画に定める事項についても規定すべきではないか。	③	基本計画で定める事項については、基本計画の策定の過程で検討するため、条例中には規定しないものとします。 なお、いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
15	第9条	基本計画に基づく施策を広く検証するために、例えば三重県男女共同参画推進条例第12条のように、基本計画に基づく施策の実施状況の公表についても規定すべきではないか。	③	基本計画に基づく施策の実施状況の公表に関する事項については、基本計画の策定の過程で検討するため、条例中には規定しないものとします。 なお、いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
16	第11条	推進体制組織は、今の組織でまかなうのではなく別途設けること。 その中に専門人材を配置すること。	③	いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
17	第12条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。（なお、文化芸術基本法第8条・第9条参照）	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
18	第13条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。（なお、文化芸術基本法第11条参照）	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
19	第14条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。（なお、文化芸術基本法第12条参照）	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
20	第15条	見出しの「県民の文化に関する関心」は「県民の文化に対する関心」としたほうがよいのではないか。	①	ご意見のとおり修正します。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
21	第16条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
22	第17条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。（なお、文化芸術基本法第21条参照）	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
23	第17条	県民に対するわかりやすさの観点から、他県の文化の振興に関する条例のように、「自らが設置する文化施設」について、県総合博物館など、具体的な施設を例示してはどうか。	③	具体的な施設名の例示については、名称変更等の可能性もあることから、条文中では例示しないものとします。なお、ご意見を踏まえ、趣旨等に対象施設を例示することとします。
24	第17条	具体的な県の施設名を列挙すべきと思います。三重県総合文化センター、三重県立美術館、三重県立総合博物館、斎宮歴史博物館、埋蔵文化財センターのこれらすべてを指しているのでしょうか。これら県が設置した文化施設は、管理運営の方法が直営や指定管理者など異なります。県が設置している文化施設の安定的かつ効率的な運営のために、これらの施設の役割を具体化させ、その運営についても、踏み込んだ記載をするべきだと思います。	③	具体的な施設名の例示については、名称変更等の可能性もあることから、条文には記述しないものとします。なお、ご意見を踏まえ、趣旨等に対象施設を例示することとします。
25	第17条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。（なお、文化芸術基本法第25条・第26条参照）	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
26	第20条	第1項の「するため」は「するよう」としたほうがよいのではないかと。	①	ご意見のとおり修正します。
27	第20条	第1項について、県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
28	第20条	第2項の「事業者等」の範囲が不明確なので、その内容を明示するか、事業者以外に想定するものが特にないのであれば、「等」を削ってはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
29	第20条	第2項の「情報の提供等必要な施策」は、第18条等の他の条文との整合性や条例としての定例表現という観点から、「情報の提供その他の必要な施策」としたほうがよいのではないかと。	①	ご意見のとおり修正します。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
30	第20条	これは、具体的に何を示しているのでしょうか。 他都道府県で導入されている「地域版アーツカウンシル」を指しているのであれば、具体的に記載すべきだと思います。 県がこれまで実施している「三重県文化振興基金活用事業」をはじめ、県の外郭団体が行っている助成事業や、岡田文化財団をはじめとする県内の団体等によるメセナ活動とのすみわけはどのように考えているのでしょうか。そもそもその具体的な予算や人材をどのように確保するのでしょうか。「地域版アーツカウンシル」を立ち上げるのであれば、県外からの専門人材の確保ではなく、県にゆかりのある人材の確保の必要性が急務かと思えます。芸術系大学等がない三重県においては、この役割を既に様々な団体や団体に属する人材が担っています。他県の「地域版アーツカウンシル」と同じような運営を行うのではなく、より三重県独自の運営が行えるように、今後より具体的な議論が進むことを期待しています。	③	当該条文では、文化活動を行う個人や団体の自主的な活動が、継続的に行われ、さらに発展していくよう、その支援を行うことを規定しており、具体的な施策については基本計画等で検討していきたいと考えています。 アーツカウンシルについては、行政との距離を一定保ちながら、文化芸術政策の調査研究や企画立案、人材育成や助成制度の運用など地域の実情に応じた取組を専門的視点から実施する専門機関であり、全国で様々な形で設置されていると認識しています。ご意見のとおり、人材の育成も含め本県の実情に応じた課題への対応を検討する必要があると認識しており、専門性を生かした文化施策の構築も含め、効果的な施策のあり方について検討し、取り組んでいきます。 なお、いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
31	第21条	「文化に関する創造的活動を行う者」は、第2条の「文化活動を行う者」との違いが明らかではないので、条例全体での表現の統一の観点から、「文化活動を行う者」としてはどうか。	④	この条文での「文化に関する創造的活動を行う者」は、いわゆる芸術家やアーティストなど、専門的に文化に携わる者を想定しているため、修正は行わないものとします。
32	第21条	「伝統芸能」については、第24条で定義されているが、それと同じ意味内容なのであれば、第21条のほうで定義し、「第24条において同じ。」とすべきではないか。	⑤	ご意見の箇所については、伝統芸能だけでなく、様々な文化の分野の継承に関わる活動を行う者を想定していることから、文言を「文化の継承活動を行う者」に修正します。
33	第21条	「文化財等（第23条に規定する文化財等をいう。）」とあるが、あえてこのような書きぶりせず、第21条で「文化財等」の定義をし、「第23条において同じ。」とすればよいのではないか。	①	ご意見を踏まえ、修正します。
34	第21条	実演家、演奏家の育成だけでなく、それを支える人材も「担い手」なのではないでしょうか	①	ご意見を踏まえ、文化や芸術を支える人材を含む記述を追記します。
35	第24条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。（なお、文化芸術基本法第10条参照）	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
36	第24条	第2章第1節において、文化の振興の中で、「芸術」、「芸能」、「生活文化の振興及び国民娯楽の普及」を取り上げているが、文化芸術基本法第三章にある「伝統芸能」を記載しない理由はなぜでしょうか。 「伝統芸能」は、第4節に含まれるものとも思いましたが、該当の箇所は「三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承」であり、この書き方では県に由来の無いものは、県の文化振興の対象に含まれないように感じました。 県民としては、県に由来のあるものを大切にすることは理解できますが、第2章第1節に先ず「伝統芸能」の記載があって、さらにその上第4節でとりわけ県に由来のあるものと記載した方が、丁寧であると思えます。	④	第24条の「伝統芸能」については、我が国古来の伝統的な芸能としており、歴史的な価値の観点から、第2章第4節「三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承」中に含めていますが、県に由来のないものを対象としないということではありませんので、修正は行わないものとします。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
37	第25条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。なお、「地域住民が主体となって取り組む文化を生かしたまちづくりの推進」は「文化を生かした地域の活性化」のための施策の一例とも考えられるので、「地域住民が主体となって取り組む文化を生かしたまちづくりの推進を図るため、」を「地域住民が主体となって取り組む文化を生かしたまちづくりの推進その他の」としてもよいのではないか。	①	ご指摘のとおり修正します。
38	第26条	「観光等」の内容が不明確なので、その内容を明示されたい。	①	ご意見を踏まえ、「観光その他の産業」との記述に修正します。
39	第26条	「必要な施策」とあるが、何のために必要な施策かが規定されていないので、他の条文と同様に「(……)ため」や「(……)よう」といった形で目的に相当する記述を追加すべきではないか。	①	ご意見を踏まえ、「観光その他の産業の発展とともに地域における文化の振興等を図るため」との記述を追記します。
40	第27条	本文では「郷土の歴史及び伝統文化」となっていることにも鑑み、見出しの「歴史と伝統文化」は「歴史及び伝統文化」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
41	第28条	県民に対するわかりやすさの観点から、「必要な施策」の例示をしてはどうか。	①	ご意見を踏まえ、例示を追記します。
42	第2章	第2章の章名が「文化に関する基本的施策」となっているが、第1条、第3条、第9条等との整合を図るため、「文化の振興等に関する基本的施策」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
43	第3章	現行の三重県文化審議会条例第6条のような会議の運営に関する規定や、同条例第7条のような細目の委任に関する規定は設けなくてよいのか。	①	ご意見のとおり修正します。